

③— 1 (定期報告用)

開始事件 事件番号 平成 年(家)第 号【本人氏名: _____】

後見等事務報告書
(報告期間:平成 年 月1日～平成 年 月末日)

平成 年 月 日

住所 _____

- 成年後見人
 保佐人
 補助人

印 _____

電話番号 _____

1 本人の生活状況について (全員回答)

(1) 前回報告以降、本人の住居所に変化はありましたか。

- 変わらない 以下のとおり変わった

(「以下のとおり変わった」と答えた場合)変わったことが確認できる資料(住民票, 入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】(入院先, 入所施設などを含みます)

(2) 前回報告以降、本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

- 変わらない 以下のとおり変わった

2 本人の財産状況について

(後見人, 財産管理に関する代理権が付与されている保佐人・補助人のみ回答)

(1) 前回報告以降、定期的な収入(年金, 賃料など)に年間10万円を超える変化がある費目がありましたか。

- 変わらない 変わった(増えた, 減った)

(「変わった」と答えた場合)変わった理由, 変わった後の金額を以下にお書きください。また, これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(2) 前回報告以降, 1回につき10万円を超える臨時の収入(保険金, 不動産売却, 株式売却など)がありましたか。

- ない ある

(「ある」と答えた場合)その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。また, これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(3) 前回報告以降、本人が得た金銭は、全額、今回コピーした通帳に入金されていますか。

はい いいえ

(「いいえ」と答えた場合)入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

(4) 前回報告以降、定期的な支出(生活費、入院費、住居費、施設費など)に年間10万円を超える変化がある費目はありましたか。

変わらない 変わった(増えた, 減った)

(「変わった」と答えた場合)変わった理由、変わった後の金額を以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(5) 前回報告以降、1回につき10万円を超える臨時の支出(修繕費、自動車購入、冠婚葬祭など)がありましたか。

ない ある

(「ある」と答えた場合)その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(6) 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人(本人の配偶者、親族、後見人自身を含みます)の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない ある

(「ある」と答えた場合)誰のために、いくらを、どのような目的で支出しましたか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(7) 前回報告から今回の報告までの実績を踏まえると、今後1年間に見込まれる定期的な収入及び定期的な支出は、それぞれいくらになりますか。

定期的な収入 年間約 _____ 万円
定期的な支出 年間約 _____ 万円
収支 年間約 _____ 万円の 黒字 赤字

③ — 1 (定期報告用)

3 同意権・取消権について (保佐人・補助人のみ回答)

(1) 同意権を行使しましたか(今後, 行使する予定がありますか)。

- 行使していない(予定していない) 行使した(予定がある)

(「行使した(予定がある)」と答えた場合)その時期と内容はどのようなものですか。以下にお書きください。また, これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

(2) 取消権を行使しましたか(今後, 行使する予定がありますか)。

- 行使していない(予定していない) 行使した(予定がある)

(「行使した(予定がある)」と答えた場合)その時期と内容はどのようなものですか。以下にお書きください。また, これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

4 その他 (全員回答)

上記報告以外に裁判所に報告しておきたいことはありますか(後見人の健康状態や経済状況の変化, 後見事務を行う上で困っていることなど)。

- 特にない 以下のとおり

- ※ □がある箇所は, 必ずどちらか一方の□にチェック(レ点)するか, 又は塗りつぶしてください
- ※ 完成したら, 裁判所に提出する前にコピーを取って, 次回報告まで大切に保管してください。
- ※ 報告内容に問題がある, 必要な資料が提出されないなどの場合には, 詳しい調査のため監督人を選任することがあります。